

税理士情報ネットワーク

TAINS

Tax Accountant Information Network System



非公開裁決は宝の山

ただいま856件!

朝倉 洋子 (目黒)

はじめに

情報公開法が平成13年4月1日に施行されてから、9年半が過ぎました。

この間、情報公開法に基づき、開示請求を行って入手し、TAINSに収録した情報はファイル数にして3572件に達しています(平成22年9月15日現在)。中でも、非公開裁決は、856件と、全体の24%を占めています。今回は、これらの非公開裁決について、紹介したいと考えます。

一 非公開裁決

非公開裁決については、国税不服審判所のホームページでは、平成8年7月から平成21年12月までに言い渡された裁決事例の検索をすることができません。

国税不服審判所のホームページでは、平成8年7月から平成21年12月までに言い渡された裁決事例の検索をすることができません。

二 非公開裁決の取消割合

非公開裁決の開示請求を行う場合、納税者の主張が認められ、課税処分全部又は一部が取り消された事例を中心に開示請求を行っています。

これにより、TAINSに収録されている非公開裁決の認可割合は、公開されている裁決の認可割合に比べて、はるかに高く、次の

表のとおり、72%となっており、納税者の権利救済に役立っています。

	非公開裁決	全部取消し	一部取消し
所得	330	78	147
法人	239	71	132
相続	187	40	77
消費	91	18	50
その他	4	1	3
地方	5	0	0
計	856	208	409

それでは、最近収録された非公開裁決の中から、注目される裁決を拾い出してみましよう。

三 医師の交際費

医師の支払った中元・歳暮等の交際費(平22-02-18非公開裁決一部取消し F001-1349)

本件は、医業を営む審査請求人甲が事業所得の金額の計算上、必要経費に算入した交際費について、その一部は事業の遂行上必要なものとは認められないとして、更正処分を受け、これを争った事例です。

【医師の交際費】 本件中心

元等の贈答先は、医師甲に患者を紹介した開業医や、甲が患者を紹介した他の開業医など及び診療等を臨時に依頼した非常勤医師やレントゲン技師などであることから、これらの支出は、甲の医療業務を円滑に行うことを目的とするものであると認められる。

そうすると、中元や歳暮等の費用は、客観的にみて、甲の医療業務に直接の関連を有し、かつ、その業務の遂行上通常必要な支出であると認められるので、必要経費の金額に算入するの相当である。

四 青色と重課の取消し

企業グループ内利益供与と隠ぺい仮装(平21-01-08非公開裁決全部取消し F002-1335)

本件は、土木機械のリース及び修理業を営む審査請求人A社が、所有する建設作業用機械装置を関係会社であるB社に帳簿価額で売却し、B社がこの機械装置をさらに第三者に売却した取引について、原処分が、一連の取引はA社と第三者との直接取引であるところ、利益の付替えを目的にB社を経由したものであり、この取引は隠ぺい仮装に該当するとして、法人税の青色申告承認取消処分等を行ったことに対し、A社が、隠ぺい仮装の事実はないとして、原処分全部の取消しを求めたという事案です。

審判所は、本件売買契約書は、原処分庁の調査着手日の3日前に作成されたものであるが、契約内容を確

認するために後日書面化すること自体が法律上否定されるものではなく実態上もあり得るものであり、また、本件機械装置をA社とB社のそれぞれにおいて売却又は購入する意思がなかったとは認められず、加えて、原処分庁の主張を根拠付けるに足りる証拠は存在しないと判断して青色申告承認取消処分と重加算税の賦課決定処分を取り消しました。

五 役員退職給与

1年当たり平均額法の採用が相当と判断(平21-12-01非公開裁決全部取消し F001-21356)

本件は、建物サービス業を営む審査請求人が、前代表取締役を支給した弔慰金について適正額を超える120万円を加えた金額を役員退職給与の総額として適正役員退職給与額を1億4742万円と認定の上、これを超える金額を「不相当に高額な部分の金額」として更正処分を受けたのに対し、その全部の取消しを求めたという事案です。なお、異議審判庁が認定した適正役員退職給与額1億5834万円は、類似法人6社を抽出した上で、この6社の平均功績倍率2.9に、最終報酬月額130万円、在職年数42年として算出した額です。

適正役員退職給与額は、審判所が認定した1年当たりの役員退職給与の平均額589万8261円に在職年数42年を乗じて得た金額2億4773万円(1万円未満の端数切上げ)とな

り、これを超える部分が役員退職給与として不相当に高額な部分の金額となる。

六 一時的に空室と判断

贈与建物は継続して賃貸されており賃貸割合は100%と判断(平21-10-13非公開裁決一部取消し F001-31241)

本件は、賃貸建物の空室割合について柔軟な判断が示された事例です。本件建物の一室が課税時期において一時的に空室であったか否かについては、課税時期前後における空室期間のみを捉えて、判断することは相当でなく、中略1、本件空室期間は約9か月であるが、本件建物の周辺にはアパート等の賃貸住宅が林立していること及び不動産管理業者の担当者の答述からすると、空室が発生したからといって速やかに新たな賃借人が決定するような状況ではなかったことが認められる。以上のことを総合して判断すると、空室は課税時期において一時的に空室となっていたにすぎないものであると認められ、したがって、賃貸割合は100%ではないとして本件土地及び本件建物2の評価額をもとにした本件更正処分は相当とは認められない。

おわりに

以上のとおり、非公開裁決は宝の山。多くの税理士の活用を期待しています。

収録内容に関するお問合せはデータベース編集室 03-5496-1416

iCompassリモートPCで、 出先も事務所と同じ仕事環境になる。

インターネットが利用できる環境なら、
**iCompassリモートPCで、
どこからでも事務所の
パソコンを遠隔操作!**
設備購入や特別な準備は
必要なく、導入後即使えます。




MJSイメージキャラクター
ラモス増偉


書類を忘れた。
事務所には誰もいない...
事務所のパソコンを遠隔操作できるから、
データを瞬時に呼び出せる。
よかった、ほつ。

書類やパソコンを持ち歩く必要がなく、
セキュリティは万全。顧問先も、きっと大満足!

顧客先でデータの
部分修正が必要になった...
事務所のパソコンを
遠隔操作して即修正。
よかった、ほつ。

インターネットが利用できる環境なら、どこからでも事務所の
パソコンにアクセスして遠隔操作がOK。書類やパソコンを持ち
歩く必要はありません。在宅勤務や外回りを行う職員の方も、
事務所にいるのと同じように処理できます。パソコンの盗難・
紛失が防げ、情報漏洩の心配もなくなって、セキュリティは万全!





財務と経営システムのリーディングカンパニー
株式会社ミロク情報サービス

●お問合せ: 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル48階 TEL.03-5326-0381
●本社: 東京都新宿区四谷4-29-1 TEL.03-5361-6369 (代表) ●拠点/30支社・3営業所

今すぐ!

MJS